

広島県告示第八百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和八年八月二十七日

広島県知事 横 田 美 香

一 保安林予定森林の所在場所

三次市甲奴町太郎丸字落合八一六の一、八一六の四、字森之前九〇八の一、九〇八の二、九一二、九三一、字仮又沖一〇六四、字北岩ヶ谷一〇四九八の一、一〇四九九、一〇五〇〇、字明德宇祢山一〇五一三の一、一〇五一六、一〇五二一、一〇五二二の一、一〇五二三、一〇五二七、一〇五四一、一〇五四七の一

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）